

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 2 月 定 例 会 ——

平成19年2月16日（金）

開 催 日 時 平成19年2月16日（金） 午後3時30分～午後5時00分
開 催 場 所 市役所5階505会議室
出 席 委 員 堀内敏宏委員長
小池貞雄委員長職務代理者
伊藤文代委員
吉田昌子委員
坂井康宣教育長
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
大橋直子教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
中澤史充学務課長
諸井康次学務課長補佐
有川知樹指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
阿部裕生涯学習推進課長補佐
大沼卓郎体育課長
島林正美公民館長
蛭田廣一図書館長
島川浩一指導主事
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍 聴 者 2名

午後3時30分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

それでは、ただいまから教育委員会の2月定例会を開催いたします。

はじめに、小平市教育委員会会議規則第3条第4項に基づきまして、議題を日程に追加いたします。

追加の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

（署名委員）

○堀内委員長

次に、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、小池委員長職務代理者及び私、堀内でございます。
議題に入ります。

(教育長報告事項)

○堀内委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（１）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.1のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、４件でございます。

はじめに、受付番号（８４）でございます。事業名、みんなの人形劇場「３びきのこぶたとちいさなおうち」。主催団体、小平こども劇場。実施期日、平成１９年２月２７日。会場、小平元気村おがわ東多目的ホールでございます。今回初の承認で、ゼロ歳から４歳児の親子対象の人形劇公演でございます。入場料は親子で１，８００円。なお主催団体の小平こども劇場は毎年「こども祭り」を開催している団体でございます。

次に、受付番号（８５）。事業名、若竹ミュージカル‘０７東京公演「サウンド・オブ・ミュージック」全幕公演。主催団体、若竹ミュージカル。実施期日、平成１９年７月１４日。会場、ルネこだいら大ホールでございます。今回初の承認で、内容は東京学芸大学附属養護学校卒業生とその家族、教員、支援者、そして東京学芸大学管弦楽団を母体とする若竹ミュージカルオーケストラがミュージカル「サウンド・オブ・ミュージック」を上演するものでございます。入場料は１，０００円でございます。

次に、受付番号（８６）。事業名、ユネスコ・市民連続講座（第１２回）。主催団体、小平ユネスコ協会。実施期日、平成１９年３月２５日。会場、小平市中央公民館ホールでございます。毎年承認しております。入場料は無料でございます。

終わりに、受付番号（８７）。事業名、生涯学習セミナー。主催団体、家庭倫理の会武蔵野小平支部。実施期日、平成１９年３月１８日。会場、小平市東部市民センター集会室でございます。小平支部としては今回初のセミナーで、「生きててよかった」をテーマに講演が行われます。入

場無料でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）事故報告Ⅰ（１月分）についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

１月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.2のとおりでございます。詳細につきましては、大橋教育部理事より説明させます。

○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

○大橋教育部理事

１月分の事故報告でございます。

はじめに、交通事故についてです。管理下の交通事故はございませんでした。管理外の交通事故が小学校で２件ございました。

①小学校４年男子が、姉とふざけながら道路を横断したところ、車と接触し、左足首を骨折したというものです。

②小学校３年女子が、道路を歩行中、後ろから来たバイクに接触され転倒し、右ひざを打撲したというものです。

次は一般事故についてです。管理下の事故が小学校で１４件、中学校で１件ありました。

登下校時の事故としましては、①小学校４年男子が、登校中、前を歩いていた他の児童の足につまづいて転倒し、頭を打ったというものです。これは救急車で搬送され、診断の結果、脳しんとうということでした。

小学校の休み時間、放課後等の事故としましては、②小学校２年男子が、休み時間中、他の児童と廊下でふざけていて、柱に頭をぶつけ切り傷を負ったというもの。

③小学校６年男子が、始業前、校庭で後ずさりをしたところ、側溝のへりで転倒し、手首を骨折したというもの。

④小学校５年男子が、休み時間中、他の児童とふざけていて転び、机に耳をぶつけ切り傷を負ったというもの。

⑤小学校６年男子が、休み時間中、校庭で他の児童と糊の投げあいをして遊んでいたところ、他の児童に押されて転倒し、鎖骨を折ったというもの。

⑥小学校１年男子が、放課後、教室で転び、机で右目上まぶたをぶつけ、切り傷を負ったとい

うもの。

⑦小学校2年男子が、休み時間中、教室で他の児童に押されて転倒し、いすで右目横を打撲したものの。

⑧小学校5年男子が、休み時間中、校庭で他の児童と遊んでいて、右足首を骨折したというものの。

⑨小学校1年男子が、始業前、廊下を走って転倒し、机のドアレールに顎をぶつけて切り傷を負ったというものです。

次は授業中の事故です。

⑩小学校1年男子が、書写の授業中、落とした紙を拾おうとして、机の角に左まゆの横をぶつけ、切り傷を負ったというものの。

⑪小学校2年男子が、生活科の授業中、カルタを取れなかったことに腹を立てた他の児童に顔と目を引っかかれたというものです。

⑫小学校2年男子が、生活科の授業中、教室で転び前歯で唇を切ったというものの。

⑬小学校3年男子が、体育の授業中、サッカーボールをけりながら校庭を走っていたところ、側溝の鉄蓋の上でバランスを崩し転倒し、右足首を捻挫したというものの。

⑭小学校6年男子が、体育の授業中、サッカーボールを蹴ったところ痛みを感じ、大腿骨を剥離骨折したというものです。

次は中学校の事故です。

休み時間・放課後等の事故としましては、⑮中学校3年男子が、休み時間中、授業中にいたずらをされたことに腹を立てた他の生徒から頭突きをされ、鼻を骨折したというものです。今回は骨折が5件ありました。

以上です。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に日程を変更いたしまして、教育長報告事項（4）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（4）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、報告いたします。資料No.6をごらんください。

平成19年2月14日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、中学校1校で2学級の学級閉鎖を措置いたしました。小学校につきましては、現在まで学級閉鎖はございません。

なお、昨年の同時期における臨時休業は、小学校7校、延べ16クラス、中学校では2校、延べ4クラスでございました。

また、今年度につきましては、インフルエンザの予防指導といたしまして、去る2月14日に「十分な栄養と休養を取ること、室内の換気をすること、手洗い・うがいを励行すること。」などについて、改めて各小・中学校に通知し、インフルエンザ予防の徹底を図ったところでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次の議題でございますが、教育長報告事項（3）、及び、議案第50号から第54号までにつきましては、人事案件、あるいは個人のプライバシーを含んだ内容でございます。後ほどお諮りいたしますが、これらにつきましては非公開で扱いたいと思います。

したがって、教育長報告事項（3）を除くものにつきまして御質問、御意見がございましたらお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

本日は議案等がかなりたくさんありますのと、委員会終了後に表彰式を控えておるといふ事情もございますので、特に御質問がなければ先を急ぎたいと思っております。いかがですか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

それでは、以上で教育長報告事項（3）を除き、教育長報告事項を終了いたします。

（協議事項）

○堀内委員長

続いて日程を変更いたしまして、協議事項を先に審議させていただきます。

協議事項（1）平成18年度小平市教育委員会表彰について、を議題といたします。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

協議事項（1）平成18年度小平市教育委員会表彰について、説明いたします。資料No.4をごらんください。

今回の表彰は、小平市立学校に在学する児童・生徒またはこれらの者で構成する団体に対するものでございます。

対象となりますのは、小平市教育委員会表彰等に関する規程第2条第1号イ「児童・生徒の名誉を高め、他の模範となる行為を行ったもの」に該当する2名となっております。

詳細については、資料をごらんいただきたいと存じます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

この件につきまして、御質問、御意見等はいかがでしょうか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

それでは、このことは提案どおり了承ということで御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○堀内委員長

次に、協議事項（２）小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針について、を議題といたします。

こちらと、議案第４９号、小平市学校運営協議会規則の制定についての件はいずれも関連する事案でございます。したがって、議事日程を変更して、一括して取り扱いたいと存じます。

坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

はじめに、協議事項（２）小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針について、説明いたします。資料No.5をごらんください。

コミュニティ・スクールは、平成１６年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて教育委員会が学校を指定するものでございます。コミュニティ・スクールは、保護者や地域の皆さんが権限と責任をもって学校の運営に参画する仕組みを有する、新しいタイプの公立学校であり、地域の教育力を学校教育に活かし、地域に開かれた学校づくりの推進を目指すものでございます。

この「推進の方針」は、今後、小平市においてコミュニティ・スクールを導入・推進していくに当たっての基本的な考え方などを示したものでございます。

「１、コミュニティ・スクールの基本的な考え方」では、学校が保護者の願いと地域の声を十分に受け止め、学校の自主性・自立性を尊重しながら、学校・保護者・地域が「共に創る」・「共創」により、教育活動の充実を図るという基本的な考え方を示しております。

なお、小平市では、現行の学校経営協力者会議の役割・機能を発展的に受け継ぐこととなるため、法律上の学校運営協議会を学校経営協議会と呼ぶことにしております。

「２、コミュニティ・スクールに対する基本認識」では、導入・推進に当たって確認されるべき基本認識を示しております。具体的には、学校選択制を採用しない地域に根ざした学校づくり、学校の自主性・自立性の尊重、学校・地域・行政の連携、教育委員会による活動支援などでござ

います。

「3、学校経営協議会の運営のあり方」では、地域や保護者の方々に構成された学校経営協議会の運営に当たってのあり方を示しております。具体的には、一定の権限と責任を併せ持つこと、説明責任を果たすこと、権限の行使に当たっては、教育委員会や学校から十分な情報提供を受けることなどを記述しております。

「4、コミュニティ・スクールに期待すること」では、コミュニティ・スクールの導入・推進により、特色ある学校づくり、多彩で多様な教育活動の展開、地域コミュニティの醸成などが期待されることなどについて、記しております。

続きまして、議案第49号、小平市学校運営協議会規則の制定について、説明いたします。

本案は、平成19年度からコミュニティ・スクールを指定し、学校経営協議会制度を導入するために必要な事項を定めるものでございます。

主な内容といたしましては、第2条では、学校経営協議会と称することとしております。

第3条第4項では、指定期間を3年としております。

第4条では、協議会は15人以内の委員で構成するものとしております。

少し飛びまして、第12条では、協議会の承認事項を明記しております。

第14条では、協議会は学校の運営状況を毎年度評価することとしております。

第15条では、協議会は保護者及び住民の意向を把握し運営に反映させること、また、運営状況について公表すること、第16条では、教育委員会は協議会に対し、必要な情報提供を行うことを定めております。

第17条では、協議会の運営が不適切な場合の指定の取消しに関する手続きについて定めております。

今後、「推進の方針」及び本規則に基づき、次回3月の教育委員会において、小平第六小学校を指定するよう手続きを進めていく予定でございます。

なお、配布いたしました資料につきましては、先日行われた小平第六小学校の研究発表会において、コミュニティ・スクール推進委員会から出されたパンフレットでございますので、御参照いただければと存じます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

それでは質疑に移りたいと思います。御質問ありましたら、どうぞお出してください。

このコミュニティ・スクールについては市民の関心もきわめて高いと思いますので、意見等、ぜひともお出しいただきたいと思います。

○小池委員

小平方式のコミュニティ・スクールと、文部科学省から出されているコミュニティ・スクール

の違いにつきまして教育長の方から整理をして、ポイントだけもう一度お話いただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

○堀内委員長

どうでしょうか。坂井教育長。

○坂井教育長

基本的な違いはないんです。どう解釈し運用するかのところによって受け止め方が若干違ってくるところなんです。だから例えばどの部分でしょうか。全体を説明しますか。

○小池委員

では一つ一つ申し上げます。

一つは、承認という言葉の使い方の問題を御説明いただきたい。一番関心があるところだと思いますので。

○堀内委員長

12条ですかね、人事等の。お願いいたします。

○坂井教育長

今回、コミュニティ・スクールを設置するに当たっては、文部科学省の法改正の手続きの中では、校長の学校経営方針や教育課程を承認するとか、それから今、御質問がありました人事についても直接任命権者に意見を申し入れることができるということで、任命権者は東京都の場合は東京都教育委員会になるわけですね。小平市の教育委員会ではなくて、東京都の教育委員会になるわけです。

ここで、例えば校長の経営方針や教育課程は学校が責任をもって編成するわけですが、その承認を受けるということについて若干学校現場では抵抗があるようです。それはでも、よくよく解釈を読み込んでいくと、必ずしも一方的に承認を受けなければいけないということではないんですよ。そういう意味では小平の場合にはその承認手続きをとるまでに、学校経営協議会のメンバーの中で校長の示した経営方針や教育課程について十分に内容を精査し、協議し、そして双方がこの方針でいこうという一つの方向性を見出せたらそこで承認をしていただくというような手続きをとろうと思っています。そうすることによって、経営協議会の方が学校のつくった計画を一方的に承認するというはなくなると思いますね。そこで、あの協働という言葉を使っているわけですよ。

それから、人事については確かに学校経営協議会が直接任命権者に意見を言えることができることになっていますけども、文部科学省が出しているQ&Aをよくよく読み込んでみますと、その双方に違いがないはずだと言っているわけですよ。違いがないということはどういうことか

というと、十分に協議調整するということだと私は理解しております。そういう意味で学校経営協議会が、自分たちの学校ではこういうことを一生懸命やってくれる先生がほしいということであれば、そのことは基本的に校長とは変わらないはずですよ。そういう意味で校長と経営協議会の方で意見調整をして、任命権者に意見を直接申し入れすることはできるんですけども、同時に校長は今までどおり、市の教育委員会に具申し、教育委員会はそれを東京都教育委員会に内申として上げます。だから内申として上げたものと、経営協議会が直接上げたものに相違がないような、お互いが理解し合うシステムをつくっていきたいということで、小平はこのような形にしているわけです。

○堀内委員長

よろしいでしょうか。

○小池委員

どうもありがとうございます。

○堀内委員長

ほかにどうですか。

○伊藤委員

小平市のこの規則として、非常に特徴的なのは第5条の委員に関するところだと思うんですね。既にコミュニティ・スクールを指定している教育委員会によっては、規則に非常に詳しく公募のことを挙げたり、それから協議会のメンバーの中に校長を入れるということを明記してあるところもあります。

まず、小平がその校長というのを明記していないというのは、校長と学校経営協議会とがよく協議をして進めていくということで、校長が協議会の中に入っているのは、その協議という点において矛盾する、ただし、先ほどの教育長のお話からも校長がメンバーに入っていないからといって協議会だけが独走するというものもない。そういう捉え方ということから、あえて入っていないのかということがお聞きしたいことの一つです。

それから第3号に「前2号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者」という文があります。例えば今度小平第六小学校の場合でも公募しますけれども、一方でこの最後の18条に「この規則に定めるもののほか、必要な事項は小平市教育委員会教育長が別に定める」とあります。普通よく、こういう規則の最後には「この規則の施行に関して必要な事項は」というようなことがあって、これは慣用表現のことかとは思いますが、今回は「定めるもののほか必要な事項は」とありますので、例えば公募に関するようなことも、「このほか」にという18条の中に入っていて、あえてこの5条には明記されていないのだろうかという、その辺をお伺いしたいと思います。

○大橋教育部理事

校長が委員に入っていないというのは、伊藤委員のおっしゃるとおりです。つかず離れずの距離と言うか、協働しながらも客観的に評価してもらうということが大事です。しかし最終的な責任は、コミュニティ・スクールであるかないかにかかわらず、学校経営の最終的な責任は校長にあるということには変わりありません。

それから18条ですが、例えばこういうことが考えられます。その学校が特別な教育課程を組むとか、文部科学省からの研究開発学校を受けるとか、そういう特別なことを行う場合には、その方面の専門家もそこにいた方がいいのではないかという場合も考えられますので、そういうことも含めてこのように規定してあります。

以上です。

○有川指導課長補佐

公募の件でございますけれども、この規則には公募についての規定はおいてないということでございます。そしてこれは今後それぞれの学校が、この制度を運用するに当たって、やはりある程度の柔軟性も必要かなという見地もございまして、一律で公募で何人以上というような規定はおいてございません。

ただ小平市全体といたしまして、市民参加を推進するという観点から、一定の割合以上公募委員を入れていくという方向になってございますので、その趣旨は踏まえながら委員を選定していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

そのほか何かありませんか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

よろしいですか。

それでは、質疑はこれで終結いたします。

続いて討論に入りますが、御意見がありましたらお出してください。

この件につきましては、私達もこの規則の成立の過程を見させていただきながら、今日の委員会に至ったということでございますので、特に異論を唱える部分はないかとは思っております。

いかがでございましょう。

ー討論省略の声ありー

○堀内委員長

よろしゅうございますか。

それでは、討論を省略いたします。

はじめに、協議事項（２）小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針について、このことにつきましては提案どおり了解ということで御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○堀内委員長

それでは以上で、協議事項を終了いたします。

次に、議案第４９号、小平市学校運営協議会規則の制定についての採決を行います。

本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

（議案）

○堀内委員長

次に、議案第４６号から順次審議いたします。

議案第４６号、平成１８年度教育予算の補正の申出について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第４６号、平成１８年度教育予算の補正の申出について、説明いたします。

本案は、教育予算に係る補正を申し出るものでございまして、歳出についてのみ、教育費全体といたしまして計２，０６７万３，０００円の減額とするものでございます。

内訳といたしましては、小学校費では、小学校施設管理事業に係る７８４万５，０００円の減。

中学校費では、中学校施設管理事業に係る２５２万１，０００円の減。

社会教育費では、平櫛田中彫刻美術館管理運営事業の２２９万４，０００円の減、及び、図書館費の８０１万３，０００円の減でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

御質問ありますか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

特にないようでしたら、質疑は終結いたしまして討論に入ります。御意見ございますか。

ー討論省略の声ありー

○堀内委員長

それでは、討論を省略して採決を行います。

議案第46号、平成18年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

まだ少々時間がございますので、次の議案まで入りたいと思います。

議案第47号、平成19年度教育予算の申出についてです。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第47号、平成19年度教育予算の申出について、説明いたします。

本案は、市長が市議会3月定例会に予算案を上程するにあたり、教育予算について市長に申し出るものでございます。

平成19年度の教育予算の規模につきましては、52億968万円でございます。こちらにつきましては、本議案の10ページに記載がございます。

詳細につきましては、昼間教育部長より説明させます。

○堀内委員長

昼間教育部長、お願いします。

○昼間教育部長

それでは、議案に沿って平成19年度予算について説明申し上げます。

平成19年度当初予算の規模等につきましては、ただいま教育長より提案説明を申し上げたと

おりで、引き続き本議案の10ページを御参照願います。

教育費につきましては、歳出面を見ますと、前年度は62億1,964万2,000円でございまして、これに比べますと約10億円の減となっております。これは、主に小学校費では耐震補強・大規模改造工事の減、さらに社会教育費では、平櫛田中彫刻美術館用地の購入がなくなったことによるものでございます。

次に歳入面では、今回、議案の2ページから各課別にお示ししております。各ページの最下段、「所属合計」の「予算額」の項を御参照ください。

2ページでは教育庶務課分としては、校舎大規模改造等の国・東京都等からの補助金も含めて2億6,100万円。

3ページでは学務課分として、理科教育振興法による補助金を含めて250万円。

4ページでは指導課分として都給与事務費等、1,100万円。

5ページでは生涯学習推進課分として平櫛田中彫刻美術館の入館料等、760万円。

6ページでは体育課分として市民総合体育館の使用料等、1億600万円。

7ページでは公民館分としまして公民館の複写機使用料等、550万円。

8ページでは図書館分として図書館の複写機使用料等、110万円。

以上、それぞれ見込んでございます。

さらに歳出についても、11ページから各課別に、最下段の「所属合計」の「予算額」の項でお示ししておりますが、よりわかりやすいものとして、21ページの「主要事業の概要」に沿って説明申し上げます。

こちらの資料でございますが、小平市第三次長期総合計画に定める5つの将来都市像ごとに事業を体系化したものでございます。

5つの項目のうち、教育委員会関連の事業が含まれるものは3つでございます。

一つ目は「安全・安心でいきいきとしたまちをめざして」として、地域・安全・生活・文化に係る事業でございます。こちらについては、「小学校へのスクールガードの配置」、「平櫛田中彫刻美術館の活性化」を掲げております。

二つ目は「快適で、ほんわかとするまちをめざして」として、緑・水・環境に係る事業でございます。こちらでは、「校庭芝生化事業の実施」を掲げてございます。

三つ目は「健康ではつらつとしたまちをめざして」として、次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習に係る事業でございます。こちらでは、新規事業といたしまして、先に申し上げました「校庭芝生化事業の実施」、「小学校へのスクールガードの配置」のほか、「コミュニティ・スクールの推進」「放課後子ども教室事業」「(仮称)多摩六都ヤング・ダンスフェスティバルの開催」「図書館情報化の推進」「市民総合体育館幼児体育室冷暖房装置の導入」を掲げ、継続事業といたしまして、「多摩・島しょ子ども体験塾事業の実施」「大規模改造を含む耐震補強の実施」「学校図書館の充実」「教育支援体制の充実」「小平地域教育サポート・ネットの充実」を行ってまいります。

それぞれの事業の事業費及び事業の概要は、資料にて御確認いただきたく存じます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

それでは質疑に移りますが、表彰式の予定が16時20分でございます。したがって、遅くとも5分前には一たん休憩に入りたいと思いますので、質疑の途中になるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

御質問がありましたら、どうぞお出してください。いかがでしょうか。

では、学校安全に関連した部分のところで一つお伺いしたいんですが。小学校へのスクールガードの配置という件がございますが、これは具体的にはどのような内容になっていきますでしょうか。

○中澤学務課長

これは小学校における不審者対策のために、学校の内外巡回警備、それから学校間を移動するときに通学路の巡回を行い、児童の安全を確保することを目的とします。

実施日につきましては、小学校授業の実施日、それから休日、祝日の学校行事、例えば運動会、学校公開週間等に行います。時間は午前8時から午後5時までの間に実施するという事です。

小学校19校、合計5名の警備員が巡回をするということで、1名当たり3校または4校を巡回するという事です。これについては、警備会社に委託をして巡回警備を実施するという内容でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

4校に1人というのは、1人で4校を担当というふうに読んでよろしいわけですか。

○中澤学務課長

はい。

○堀内委員長

そうしますと19校だから5人になると。

○中澤学務課長

そうです。

○堀内委員長

わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。

○吉田委員

今の件についてですが、今小平市の小学校各校ともボランティアの方がずいぶん大勢子どもたちの安全のためにパトロールをやってくださっています。そのボランティアのパトロールの方と、この今回の委託する専門家との、何かコミュニケーションというか、接点といますか、そういうものはあるのでしょうか。

○中澤学務課長

この安全対策事業は基本的には学校の中です。要するに校内の警備に当たるということで、学校間を移動するときには通学路の巡回もやっていただくということです。学校の安全につきましては通学路を含めまして、やはり多くの地域の方が一体となって子どもたちを見守るという視点は我々も変わりはありませんので、そういう意味では各学校で組織しております安全パトロール、これをさらに充実をしていただくと同時に、この学校内の不審者の対策、これも平行して相互に連携をとっていきたいということで、学校が間に入ってそういった連携を図っていけるものと思っております。

以上でございます。

○堀内委員長

実は今日、学校訪問に行っている間に連絡がありまして、小金井市において生徒が襲われた、着ているものを切られたという情報が入りましたが、このスクールガードというのは、あくまでも1人の人間があちこちを回りながら警備をする訳で、いわば、点の警備にしかならないと思うんですね。

そして、予算額を拝見すると、およそ5人で900万円かかるとなれば、これを例えば各校に1人とか、あるいは各校に2人というようなことになると、財政的に賄い切れないという状況にもなるかと思うんです。ですから、学校の安全にこういう形で人を配置していくのが良いのか、もっとほかの方法があり得るのか、その辺についてお考えがありましたら伺いたいんですが。

○中澤学務課長

今回のこの巡回警備の予算でございますけれども、現在小・中学校の児童・生徒に交通災害共済事業を公費で約600万円支払っております。この事業が、ほとんど有効に使われていないということもありまして、これを廃止してその一部をこちらの巡回警備に充てようということでございます。

今後、こういった人為的な警備を続けるかどうかでございますが、安全対策につきましては、我々としても本来の形は地域の方が見ていただくのが一番というふうには理解しております。

今回、平成19年度から、こういった事業を進めていく中で、さらにより安全対策があれば、

そちらに移行をするようなとらえ方は出てくると思いますが、この世相の中で小学校の不審者対策、まずは抑止の観点からこれに力を入れていこうということで、この巡回警備を立ち上げたということでございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

質疑の途中でございますが、ただいま16時10分になりました。

生徒さんを余り待たせるわけにもまいりませんので、一たんここで審議を休憩いたしまして表彰式の後、再開したいと思います。

午後4時10分 休憩

午後4時26分 再開

○堀内委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前は議案の第47号、平成19年度教育予算の申出について審議をいたしてございまして、質疑の途中でございました。

この件についての御質問、まだあろうかと思えます。どうぞ、お出しただければと思えます。

○伊藤委員

21ページのところの新規事業のところ、ティーチングアシスタントの導入があります。先ほどの安全に関すること同様に、学習支援のボランティアも学校に入っています。それからまた、自治体によっては退職教員をティーチングアシスタントとして配置するというようなところもあるという報道もありました。人材といっはなんですが、どのような方をどのような形で配置する事業なのでしょうか。

それからもう1点、国の支出金で、国庫負担金でくるものとして、理科支援事業というのがありますが、これはいわゆる文部科学省が大学院生などにしてもらう理科助手というのだと思うんですけども、今回このくらいの金額ですと、どのくらいの学校にどう配置できるのかということと、今後小平市においては近隣の大学との連携も考えて、どのようなビジョンがあるのか、その2点を伺いたいと思えます。

○有川指導課長補佐

はじめに、ティーチングアシスタントの件でございます。

これは市の予算でもってお願いする新規の事業でございますが、基本的な目的といたしましては、学力の向上のための学習指導、主に教科指導を中心という形で教員の補助的な事務をやって

いただくこととなります。また、学力向上を達成するための学校経営の補助ということを中心に考えております。

想定される人材でございますけれども、教員の免許を所有している方、あるいは取得見込みの方などを中心に考えております。

平成19年度につきましては、まず小学校から導入を考えておきまして、予定といたしましては6校に配置をしていこうと考えております。

また、さらに年度を追いまして平成19年度の成果等を踏まえて、試行・検証期間をおきまして、ほかの学校にも拡大をしていこうと考えているところでございます。

その職務といたしましては、いわゆる退職をされた先生方は嘱託職員で採用されるということもございしますが、ティーチングアシスタントにつきましては、あくまで教員の補助というような位置づけになろうかと考えております。

続きまして理科支援につきましてですが、これは今委員からのお話もございましたとおり、国の委託事業ということで新規の委託事業ということになっております。

趣旨といたしましては、理科が得意な人材を小学校の理科授業に活用して、観察実験活動などにおきまして、教員を支援したり、手伝いをするという事業でございます。これは東京都教育委員会を経由しての委託事業ということでございますが、非常に経費が限られたものと現在のところ把握をしております。これは幾つかのパターンが考えられると思っておりますけれども、退職された先生方、あるいはボランティアがプラスアルファの仕事をしていただく制度ということ。それから、より専門的な知識や技術をお持ちの方というような幾つかのパターンを想定しておるところですが、具体的にどのような方をどのような形で配置するかにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。ただ予算の限度がございますので、当面小学校6校程度とおるものです。

またこの事業につきましては、近隣の大学、あるいは多摩六都科学館との連携ができないかということで現在調整をしているところでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。

○小池委員

放課後子ども教室事業というのがございますね。これは予算、事業費としては460万円でしょうか。これは小平第四小学校、小平第八小学校で実施とありますけど、今までと同じような規模なのか、それとももう少し広げていくということですか。新規ですか。その内容を教えてください。

○阿部生涯学習推進課長補佐

「放課後子ども教室」についての御質問でございますが、基本的にこの事業は、安全安心な子どもの居場所を設けて地域住民の参画を得て勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流を行うといった事業でございます。今まで行われておりました小平第四小学校と小平第八小学校の地域子ども教室をほぼ踏襲した形のものでございます。

予算規模としましては、今までは文部科学省の委託事業として各校250万円くらいずつ、500万円弱が配分されておりましたけれども、今度は国庫補助事業ということで、国が3分の1、東京都が3分の1、それから市が3分の1負担することによりまして、行われることになります。

変更点といたしましては、ただ今申し上げましたように補助事業になるということと、それから学びの場というものが新たに加わります。学びの場というのは具体的には予習、復習、補習等の学習活動、そういったものを対象にするということになってございます。

それからもう一つは学童クラブとの連携を目指すということで、学童クラブの子どもたちが、この「放課後子ども教室」に遊びに来るといったことを推進してほしいと。そういったところが新たなところでございます。

○有馬生涯学習推進課長

補足をさせていただきたいと思います。

現在、この2校で実施ということで予定をしているわけでございますが、最終的には今月の21日に東京都教育委員会の説明会がございます。そこで具体的な要綱等が示される予定でございますが、当初の考え方より非常に緩やかなものになるようでございます。その後については平成19年度の実績を検証しまして、平成20年度以降、拡大していくのかどうか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○吉田委員

同じく今の21ページのところです。

校庭芝生化事業の実施という項目がございますが、実は今日、この定例会の前に学校訪問で小平第十三小学校の方に行かせていただきましたが、そのとき校庭の芝生が跡形もないくらいといいますか、枯れてしまっていて、去年の運動会の時分にはあんなにきれいだったのに、こんなにも枯れてしまったのかとすごく残念に思ったわけです。

それで今ここを見ていると、校庭芝生化事業として800万円という数字が出ていますけれども、これで小平第十三小学校の芝生の手入れといいますか、再生をさせるというふうによっていくのでしょうか。

○阿部教育庶務課長

小平第十三小学校の芝生につきましては、今日ごらんいただいたように、ほとんどすべて枯れ

ております。私どもとしては、夏の暑さ、あるいはノウハウの不足等があったと考え、再生を目指しております。

予算額800万円につきましては、芝の張替え作業、芝代というのですか、種から撒きますと種代はそれほど高いものではないんですが、それだと時間がかかります。幾分か育てた芝を張っていくための費用、それが主なものですが800万円を計上しております。これで再生を目指したいと考えております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

そのほか何かありませんか。よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

それでは、質疑を終結いたしまして討論に入ります。御意見がありましたら、どうぞお出しください。よろしいですか。

ー討論省略の声ありー

○堀内委員長

それでは、討論を省略いたしまして採決を行います。

議案第47号、平成19年度教育予算の申出について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第48号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についてです。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第48号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

本案の改正内容は2点ございます。

1点目は、学校教育法の改正等を受け、心身障害学級を特別支援学級に、心身障害教育を特別支援教育に、それぞれ改めるものでございます。

2点目は、従来、教育委員会事務局における指導主事について明記されていなかったものを、「指導課に指導主事を置く」等の規定を設けることによって、事務局組織内での位置づけを明確にするものでございます。

施行期日は、1点目に関する部分については平成19年4月1日、2点目に関する部分については「公布の日から」としてございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

質疑に移りますが、御質問ありますか。

—なしの声あり—

○堀内委員長

それでは、質疑を終結して討論に入りますが、これは要するに法改正による名称の変更などです。特に御異論はないかと思えます。

—討論省略の声あり—

○堀内委員長

それでは、討論を省略して採決を行います。

議案第48号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声あり—

○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に日程を変更いたしまして、議案第55号、小平市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、を審議いたします。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第55号、小平市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、

説明いたします。

本案は、平成19年度より、授業時数等の確保を容易にし、学校教育を一層充実させるため、都民の日（10月1日）を市立学校の授業日とし、あわせて教育支援室の開業日とするためのものでございます。

具体的には、小平市立学校の管理運営に関する規則の市立学校の休業日の規定中、都民の日を削除し、当該日に学校において給食を実施するため、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の学校給食調理員の勤務を要しない日の規定中、都民の日を削除します。

また、小平市教育支援室設置規則の教育支援室の休業日の規定から都民の日を削除するとともに、字句の修正を行います。

施行期日は、平成19年4月1日としてございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

御質問ございますか。

—なしの声あり—

○堀内委員長

ございませんでしたら、質疑を終結して、討論に入ります。

特に御意見の申し出はありませんか。

—討論省略の声あり—

○堀内委員長

それでは、採決を行います。

議案第55号、小平市立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、教育長報告事項（3）、及び議案第50号から第54号まででございますけれども、先ほど申し上げましたように、個人のプライバシー等を含んだ内容でございます。したがって、こちらにつきましては、非公開で審議をいたしたいと存じます。

採決は挙手で行います。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

○堀内委員長

挙手全員です。賛成の方が3分の2以上ですので、非公開と決定いたしました。

関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。ただいま16時40分を過ぎたところでございますので、7分間の休憩で、16時50分から再開いたします。

午後4時43分 休憩